

豊砂公園パークマネジメント実施団体の募集に関する質問回答

平成25年9月25日

No.	質問事項	回答
1	<p>募集要項の第3企画提案にあたっての条件、5施設の補修・修繕、(1)において、「必要な補修は基本的に実施団体の負担で行います。」と記載されている。補修・修繕に関して、千葉市と実施団体(管理者)とのリスク分担をどのように考えているか。実施団体が補修・修繕リスクを負うのは酷ではないか。</p>	<p>補修・修繕に関するリスク分担については、募集要項13ページのリスク分担表に記載のとおり、風水害等の不可抗力に起因する場合を除き、実施団体が負担するリスクとし、12ページの5施設の補修・修繕(1)において基本的に実施団体の負担することとしています。</p> <p>なお、補修・修繕に必要な費用については、イベントの参加料やイベントの一環で実施する物販等による収益を充てることが考えられます。</p>
2	<p>募集要項の第4応募資格要件、2応募書の資格要件、(6)において、「保証能力のある第三者」とあるが、どのような者が対象となるか。団体の経営者が個人保証する場合は「第三者」と考える。</p>	<p>応募者の法人の経営者が、個人として連帯保証人となることは可能です。</p>
3	<p>募集要項の第4応募資格要件、4応募の受付、B企画提案書類、(1)において、提出書類をA3横ファイルに綴るとあるが、A4サイズに二折りできるタイプの市販品があるので、これを使用して良いか。</p>	<p>ファイルのサイズは、審査等の際の取り扱いがしやすいように提出書類のサイズと合わせていますので、A3サイズをご利用ください。</p>
4	<p>樹木が枯れる、あるいは樹勢が衰退する場合、補植・樹勢回復等の措置が必要になる。この措置は、千葉市・実施団体のいずれが行うのか。</p>	<p>公園内の樹木等の植栽は、全て管理許可の対象としていますので、実施団体が適正に管理を行うこととなります。</p> <p>はじめに、枯損木については、千葉市が千葉県企業庁より引継を受けた日から1年間の枯保証があります。この枯保証期間中に枯損木等が発生した場合、設置者である千葉県企業庁との協議を経て、管理の状況等を勘案して植栽工事もしくは個体の問題等と認められた場合は保証の対象となり、植栽工事の請負業者の負担により植え替えが行われます。しかし、保証対象外とされた場合や引継から1年経過した後の取り扱いについては、募集要項13ページのリスク分担表に記載のとおり、風水害等の不可抗力に起因して枯損した場合を除き、実施団体が負担するリスクと考えています。</p> <p>次に、樹勢回復措置については通常の管理行為の一環と考えていますので、実施団体の負担により実施していただくこととします。</p>
5	<p>イベントや休憩等で多くの方が利用する場合、芝生が保てない場合が考えられる。踏圧のため芝生が維持できなくて裸地になる場合の対応はどのように考えるか。</p>	<p>募集要項の第3企画提案にあたっての条件、3公園施設の取り扱いに記載のとおり、平成26年5月上旬までの間、芝生の養生(現時点では、全て張芝にて施工を予定。)のため、イベント広場など芝生内への立ち入りが制限されます。</p> <p>芝生の養生期間満了後について、一般の公園利用者が広場に立ち入ることで痛んだ芝生の維持・回復については通常の管理行為の一環と考えていますので、実施団体の負担により実施していただくこととします。</p> <p>また、イベントなどによるイベント広場の利用に伴って必要となる芝生の維持・回復については、行催事等の主催者が原状回復することが前提となります。</p> <p>但し、実施団体の管理・運営計画、養生期間中に立ち入ることが必要な場合は、枯保証期間等にかかわらず、全て実施団体の負担において芝生の維持・回復を行っていただくこととなります。</p>